

# 整骨院・接骨院にかかるときは

整骨院・接骨院の先生は、“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。そのため施術には、「健康保険の対象になるもの」と「健康保険の対象にならないもの」があります。



からのお知らせ

○ 健康保険対象	× 健康保険対象外 ⇒ 全額自己負担
<ul style="list-style-type: none"><li>・打撲、捻挫および肉離れなど</li><li>・骨折、脱臼(原則医師の同意が必要)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活の中での疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など</li><li>・あん摩、マッサージ代替りの利用</li><li>・スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛</li><li>・脳疾患後遺症、リウマチ、五十肩、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ</li><li>・症状改善のみられない長期の施術</li><li>・以前負傷した部位の痛み</li><li>・原因不明の痛みや違和感</li></ul>

## 【柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの注意事項】

### 原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを、きちんと伝えましょう。病院での治療と重複はできません(同一負傷について同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として施術料は全額自己負担)。

また、交通事故など第三者行為では保険証は使えません。その場合は下記担当までご連絡ください。

### ご自身で「療養費支給申請書」の内容をよく理解し、氏名は必ず自分で記入しましょう

保険証を使って施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。記載されている疾病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

### 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをお勧めします。

### 国保から治療内容をお尋ねすることがあります

1か月に15日以上かかっている場合は、療養費支給申請書の内容と実際の施術日数などを確認しています。国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会させていただくことがあります。

記録を付けたり、領収書を保管するなど医療費の適正化のためご協力をお願いします。

**問合せ** 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

## 国民年金の加入手続きについて

厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出がされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

### 【被保険者種別】

- 第1号被保険者 自営業、学生など
- 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合の加入者
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

届出が必要なき	異動の内容	届出先
20歳になったとき(厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	町民生活課
退職したとき (60歳未満のかたで厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。	

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560 / 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232